

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	高齢者能力開発研修センターの目的外使用の許可		
根拠法令及び条項	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名	福祉部 高齢福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市高齢者能力開発研修センターの設置及び管理に関する条例(平成 8 年条例第 4 号)第 6 条第 1 項	
	基 準	次に該当する場合は、使用許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 研修センターをき損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 研修センターの管理上支障があるとき。	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 7 日	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			